

入園児童保護者 各位
幼児教育・保育施設長 各位

古河市長 針谷 力
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対応に際しての古河市内幼児教育・保育施設運営方針について（変更）

日頃から古河市の幼児教育・保育行政に関し、ご支援ご協力をいただき誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症については、その感染状況は日々変化しておりますが、国民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持が求められているところであり、必要な保育を提供するよう求められております。

現在の感染状況、「古河市からのお願い（令和 5 年 3 月 13 日改定）」（古河市新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、国通知（新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定））等から、古河市内の幼児教育・保育施設の運営に際しましては、次のとおり変更いたしましたので通知します。

記

- 【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 5 年 3 月 13 日以降）】
- 【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 4 年 12 月 12 日以降）】
- 【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 4 年 9 月 16 日以降）】
- 【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 4 年 8 月 29 日以降）】
- 【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 4 年 7 月 22 日以降）】
- 【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 4 年 6 月 30 日以降）】
- 【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 4 年 1 月 21 日以降）】
- 【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 2 年 12 月 14 日以降）】
- 【古河市内幼児教育・保育施設運営方針（令和 2 年 6 月 1 日以降）】

○主な変更点

検査対象者の特定について、主にマスクの着用状況をもって特定してきたところですが、マスクの着用状況のみで特定することなく、ほかの感染対策の実施状況を総合的に勘案して検査対象者の特定をお願いします。

例) マスクを着用していなく、一定の距離が確保できない場合でも、ほかの感染対策（手指の消毒、定期的な換気など）が実施されている場合は、施設内で感染が拡大している場合を除き検査対象者としての特定は不要と考えられます。

1. 開園について

保育園や認定こども園等教育・保育給付認定 2・3 号児童の受入施設については、保護者が働いており、家に 1 人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開園とします。

幼稚園においても、保護者が働いている場合もあることから、原則として開園のうえ、働いている保護者等長時間の保育が必要な子どももいることから、預かり保育も実施とします。

なお、このことは特段の保育必要事由のない 1 号認定の児童の教育のための登園を妨げるものではありません。

また、新たな感染拡大が発生した際に、登園自粛をお願いするか否かの判断は、古河市が行うこととします。

2. 児童の体調及び登降園管理について

- (1) 登園前に自宅にて児童の検温をしていただき、登園時に各施設任意の様式により、発熱や体調不良の症状がないかを施設に報告してもらい、新型コロナウイルス罹患の可能性が少ないことを確認の上、児童の受け入れを行うこととします。

なお、この際に、児童に次の症状が認められる場合には、登園を控えてください。

① 児童に、平熱を上回るあきらかな発熱がある場合

② 児童に、普段とは異なる体調不良がある場合

※ 児童については、平熱に個人差があることから、普段の児童の体調等から判断し、保護者や保育士等施設職員が違和感を覚えるような症状等がみられるか否かも登園可否の判断としてご考慮願います。

- (2) 登園後は、児童の体調管理を徹底することとします。

幼児教育・保育施設での保育中、児童に、当該児童の平熱を上回る発熱や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が確認された場合は、保護者様へ連絡をするとともに、感染拡大防止のための対応（隔離など）を行います。

- (3) 過去に児童の平熱を上回る発熱等があった場合、解熱後、24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園をお断りします。

なお、病児保育については、医師の診断を参考に利用についてご検討願います。

- (4) 感染状況により、マスク着用を求めている場合でも、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外したうえでその他の感染症対策を行うようご配慮下さい。

3. 施設内環境について

- (1) 児童の手洗い・うがいを徹底願います。

- (2) 換気の徹底

換気扇などの、換気設備を常時使用し、換気量を確保願います。

換気扇などで、対応が困難な場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開にする等の方法で必要換気量を確保願います。

- (3) 施設設備の消毒作業の時間を定め、定期的に消毒を行うよう願います。（消毒の頻度については、嘱託医等と相談の上、定める。）

※目安として、複数の人の手が触れる場所や設備は1時間に1回。

- (4) 鼻水や唾液などが付いた可燃ごみは、蓋つきのごみ箱等に密閉して捨てるようにし、ごみを回収する場合は、手袋を着用の上、脱いだ後は手指の消毒を行うよう願います。

- (5) 施設内で、新型コロナウイルス罹患が発生した場合の施設消毒につきましては、施設職員が入念に消毒を行うようご尽力願います。

4. 行事等の実施について

- (1) 園外活動等行事については、国縣市から外出自粛要請等がない限り、施設判断とします。

なお、実施する場合は、消毒用アルコールの設置など感染拡大防止対策をとったうえで、実施することとします。

5. 施設職員について

- (1) 施設の職員については、平常時の体温を確認しておき、出勤前に各自で体温を計測し、発

熱や呼吸器症状が認められる場合には、出勤を控えて下さい。

- (2) 発熱等が認められたあと、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは 5 (1) と同様とします。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態にご留意願います。

※ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該施設の全ての職員やボランティア等を含みます。

- (3) 職員は、必要に応じてマスクを着用し、保育にあたるようにして下さい。
(4) 職員は、児童の保育を行う場に入室する毎に、手洗い、手指等の消毒をお願いします。
(5) 濃厚接触者となった場合でも、令和 4 年 3 月 16 日付け（令和 4 年 7 月 22 日付け一部改正）国からの事務連絡）において、2 日目及び 3 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3 日目から解除が可となりました。
ただし、業務従事内容、または事業再開については、施設長の判断でお願いします。

6. 新型コロナウイルス罹患発生時等の登園自粛要請等について

(1) 「陽性者」が確認された場合

当該陽性者のみ登園又は出勤停止とし、他の児童や職員は通常登園又は出勤可とします。

なお、陽性者（療養期間終了後、10 日間を経過するまでの者を含む）、濃厚接触者及び検査対象者以外の児童につきましては、登園自粛要請は発出しません。

有症状者の療養期間が 7 日間を経過し、かつ症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除が可能となりました。ただし、10 日間を経過するまでは、自主的な感染予防行動の徹底が求められていますので、登園の際は、マスクの着用をお願いします。また、マスクの着用が難しい 3 歳未満児については、マスク以外の感染予防行動（別室での保育など）の確保が困難な場合は従来どおり 10 日間の登園自粛を求めますので、ご理解願います。

保育料等の還付につきましては、以下の基準に基づき保育料の還付を行います。

【対象となる期間：令和 5 年 3 月 31 日まで】

【計算式】（公立保育所の「副食費」の場合も同様の計算式となります。民間幼児教育・保育施設の「副食費」につきましては、当該施設へ直接ご確認願います。）

$3 \text{号認定子どもの教育・保育給付認定保護者の属する階層に係る施行令第4条に定める額} \\ (\text{月額保育料}) \times \text{その月の臨時休園等の日を除く開所日数} \div 25 \text{ (※この「25」は固定値のため、月によって変更はしない。)}$

(2) 「検査対象者（感染リスクのある児童や職員）」が確認された場合

- 施設として検査（PCR 検査）を実施する場合は、通常登園または出勤可とします。
- 施設として検査（PCR 検査）を実施しない場合は、検査対象者のみに登園、出勤自粛を要請します。登園自粛を求めた場合は、6 (1) と同様に保育料等の還付を行います。

検査の実施は、施設内の感染状況や検査機関の都合、対象者の状況（乳幼児等の場合など）により施設ごとに判断をします。

検査対象者の児童の取扱いについては、国通知（「保育所における新型コロナウイルスへの対応に係る Q&A について（第二十報）（令和 5 年 2 月 17 日現在）（令和 5 年 2 月 17 日付け厚生労働省子ども家庭局事務連絡）【問 3-1】（子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。）における【回答】（子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるように要請することとしています。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 5 日間を目安としています。）を基本に濃厚接触者を検査対象者に読み替えて対応します。

ただし、検査体制が拡充されてきていることから、無症状であり個人が自主的に抗原定性検査を実施できた場合で、自宅待機2日目及び3日目に抗原定性検査にて陰性を確認した場合は3日目から通常登園可とします。

7. 陽性者または濃厚接触者に対する差別の禁止

感染は誰にでも起こりえることですので、過度に反応せず人権に配慮した行動をお願いいたします。なお、このことは施設のみではなく、保護者間でも同様とします。

8. その他

- (1) 保護者への全体周知事項は、電子メールや紙媒体の文書等により周知願います。
- (2) 施設内で新型コロナウイルス罹患等が発生した場合は、国、県等から発出された最新の情報に基づき、対応をお願いします。
- (3) 市で登園自粛を要請していない場合、または市で認めた休園（コロナ罹患のための療養期間、同居家族の感染のため濃厚接触者となり登園しなかった期間、検査対象者となり登園しなかった期間、園で感染リスクが高いと認められ自宅待機を求められた期間）以外は、保育料等の日割り還付の対象とはならないことにご留意願います。
- (4) 施設は、新型コロナウイルスの対応において疑義がある場合は、古河市に確認するようお願いいたします。古河市は、施設から疑義があった場合であって回答が困難な場合は、茨城県等に確認することとします。
- (5) 施設は、施設内で新型コロナウイルスの陽性者、検査対象者を確認した場合は、速やかに古河市へ報告して下さい。

【保護者の皆様へのお願い】

- (1) この方針に沿って行う施設からの依頼等に対しては、順守していただくようお願いいたします。
- (2) 保育中、当該児童の平熱を上回る発熱や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が確認された場合など、施設から連絡があった場合は、可能な限り早急にお迎えに来ていただくようお願いいたします。

【参考】

●新型コロナウイルス関連についての厚生労働省電話相談窓口（フリーダイヤル）

電話：0120-565653

受付時間：9時から21時（土日・祝日も実施）

●検査対象者（無症状で①から⑥に該当するなど感染リスクのある方）

①患者と同居、または食事や洗面浴室等を共有する生活をしていた者

②適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者

③患者の体液等に直接接触した可能性が高い者

④おおよそ1メートル以内で、マスク等をせずに、患者と15分以上の接触があった者

⑤患者からの物理的な距離が近い（座席が近いなど）、または接触頻度が高い者

⑥換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で患者と接触した者

※検査対象者の特定は、マスク着用の有無だけでなく、感染対策の状況を総合的に判断して特定をお願いします。

【問合先】〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248
古河市役所（総和庁舎）福祉部 子ども福祉課
TEL：0280-92-3111（内線 3327・3328・3329）